

食 品 流 通 構 造 改 善 促 進 法 関 係 法 令 三 段 表

法 律	政 令	省 令 等
○食品流通構造改善促進法 平成三年五月二日 法 律 第 五 九 号	○食品流通構造改善促進法施行令 平成三年七月三十一日 政令第二百五十六号	○食品流通構造改善促進法施行規則 平成三年七月三十一日 農林水産省令第三十八号
第一章 総則（第一条・第二条）	内閣は、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第二条第二項、第三項及び第五項、第三条第一項、第四条第四項及び第六項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第六条第二項の規定に基づきこの政令を制定する。	食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十四条第三項、第十五条第一項及び第二項並びに第十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、食品流通構造改善促進法施行規則を次のように定める。
第二章 食品の流通部門の構造改善（第三条—第十条）		
第三章 食品流通構造改善促進機構 (第十一条—第二十一条)		
第四章 雜則（第二十二条）		
第五章 罰則（第二十三条—第二十五条）		
附 則		
第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、食品の流通部門の構造改善を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図り、あわせて一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興に資することを目的とする。		
(定義) 第二条 この法律において「食品」とは、飲食料品（そ		

法 律	政 令	省 令 等
<p>の原料又は材料として使用される農林水産物及び花きを含む。) のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。</p> <p>2 この法律において「食品生産製造等提携事業」とは、食品製造業者等（食品の製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品製造業者等を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「食品製造事業協同組合等」という。）及び農林漁業者又は農業協同組合その他の政令で定める法人で農林漁業者を構成員とするもの（これらの者の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものを含む。以下「農業協同組合等」という。）が、次に掲げる措置を実施することにより食品の生産から小売に至る一連の流通行程（食品の原料又は材料として使用される農林水産物にあっては、その生産から当該食品の製造又は加工に至る一連の流通行程）の総合的な改善を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。</p> <p>一 食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等と農林漁業者又は農業協同組合等との間における食品の安定的な取引関係の確立</p> <p>二 前号に掲げる措置を実施するために必要な次の措置</p> <p>イ 食品の生産の用に供する施設の整備その他食品の生産の安定を図るための措置</p> <p>ロ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確</p>	<p>(食品製造事業協同組合等)</p> <p>第一条 食品流通構造改善促進法（以下「法」という。）第二条第二項の食品製造事業協同組合等は、次のとおりとする。</p> <p>一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会</p> <p>二 協業組合、商工組合及び商工組合連合会</p> <p>三 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会</p> <p>四 消費生活協同組合連合会</p> <p>五 農業協同組合連合会</p> <p>六 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会</p> <p>七 森林組合連合会</p> <p>八 一般社団法人（特定の事業を行う者をその社員たる資格とし、かつ、その特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱退することができる旨を定款で定めているものに限る。）</p> <p>(農業協同組合等)</p> <p>第二条 法第二条第二項の農業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人</p> <p>二 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会</p> <p>三 森林組合及び森林組合連合会</p>	

法 律	政 令	省 令 等
<p>かつ効率的に行うための施設の整備</p> <p>ハ 品質の優れた食品に対する一般消費者の需要に適確に対応するために必要な食品の製造、加工又は販売に係る業務の用に供する施設の整備でイ又はロに掲げる措置と併せて実施するもの</p> <p>3 この法律において「卸売市場機能高度化事業」とは、次に掲げる事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。</p> <p>一 卸売市場（株式会社日本政策金融公庫法平成十九年法律第五十七号）別表第一第九号の中欄に規定する付設集団売場を含む。以下同じ。）を開設する者又は卸売市場において卸売の業務若しくはこれと密接な関連を有する業務を行う者で政令で定めるもの（以下「卸売市場開設者等」という。）が、次に掲げる措置のすべて又は相当部分を実施することにより卸売市場の機能の高度化を図る事業</p> <p>イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置</p> <p>ロ せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置</p> <p>ハ 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置</p> <p>ニ 卸売市場開設者等のうち政令で定めるものの経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置</p>	<p>2 法第二条第二項に規定するこれらの者の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、農林漁業の振興を図ることを目的とする法人とする。</p> <p>（卸売の業務又はこれと密接な関連を有する業務を行う者）</p> <p>第三条 法第二条第三項第一号の卸売市場開設者等は、次のとおりとする。</p> <p>一 卸売業者（卸売市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）</p> <p>二 仲卸業者（仲卸しの業務（卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた食品を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。）</p> <p>三 売買参加者（仲卸業者以外の者で、卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき当該卸売市場を開設する者の承認を受けたものをいう。）</p> <p>四 関連事業者（卸売市場における物品の販売又は役務の提供の業務で当該卸売市場の業務の円滑化又は当該卸売市場の利用者の利便の増進に寄与するものを行う者をいう。）</p> <p>五 仲卸業者を構成員とする事業協同組合及び事業協同小組合（法第二条第三項第一号ニに掲げる措置を実施するものに限る。）</p> <p>（卸売市場開設者等のうち政令で定めるもの）</p> <p>第四条 法第二条第三項第一号ニに規定する政令で定めるものは、卸売業者及び仲卸業者とする。</p>	

法 律	政 令	省 令 等
<p>二 卸売市場を開設する者が、他の卸売市場を開設する者と連携して前号イからニまでに掲げる措置のうち一又は二以上のものを実施することによりこれらの卸売市場の機能の高度化を図る事業</p> <p>4 この法律において「食品販売業近代化事業」とは、食品販売業者（食品の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）又は事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人で食品販売業者を構成員とするもの（以下「食品販売事業協同組合等」という。）が、次に掲げる措置を実施することにより食品の販売の事業の近代化を図る事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。</p> <p>一 食品の仕入れ、調製、保管又は配送の共同化その他の食品の販売に係る業務の一部の共同化</p> <p>二 前項に掲げる措置を実施するために必要な施設の整備</p> <p>三 第一号に掲げる措置と併せて実施する次の措置</p> <p>イ 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品の仕分及び搬送の自動化等食品の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他食品の販売に係る業務の用に供する施設の近代化を図るための措置</p> <p>ロ 経営管理の合理化、取引関係の改善その他食品の販売の事業の経営の改善を図るための措置</p> <p>5 この法律において「食品商業集積施設整備事業」とは、食品販売業者又は食品販売事業協同組合等の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものが、食品商業集積施設（相当数の食品販売業者の店舗が集積する施設で、当該施設に附帯して駐車場、休憩所</p>	<p>（食品販売事業協同組合等）</p> <p>第五条 法第二条第四項の食品販売事業協同組合等は、第一条各号に掲げる法人とする。</p> <p>（食品販売業者等の出資又は拠出に係る法人）</p> <p>第六条 法第二条第五項の政令で定める法人は、食品の販売の事業の振興を図ることを目的とする法人とする。</p>	

法 律	政 令	省 令 等
<p>その他の当該施設の利用者の利便の増進に資する施設が整備されているもののうち、次に掲げる施設を備えたもの（これと一体的に設置される倉庫その他の食品に係る流通業務用の施設を含む。）をいう。以下同じ。）を整備する事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。</p> <p>一 食品に関する各種の情報の提供その他食品の購入及び調理に関する一般消費者の利便の増進を図るための施設</p> <p>二 地域の特色ある食品で一般消費者の食生活の多様化に資すると認められるものの展示及び販売の施設</p> <p>6 この法律において「新技術研究開発事業」とは、食品製造業者等、食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等が、次に掲げる研究開発を実施する事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。</p> <p>一 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための新技術の研究開発</p> <p>二 品質の優れた食品の開発に必要な新技術の研究開発で前号に掲げる研究開発と併せて実施するもの</p> <p>三 食品の仕入れ、荷さばき又は配送の合理化その他食品の流通の円滑化に資する新技術の研究開発</p> <p>第二章 食品の流通部門の構造改善</p> <p>(基本方針)</p> <p>第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第七条 法第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、食品の特性に応じた流通の態様を勘案</p>	

法 律	政 令	省 令 等
<p>(以下「基本方針」という。) を定めなければなら ない。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるも のとする。</p> <p>一 食品の流通部門の構造改善の基本的な方向</p> <p>二 次に掲げる事業の実施に関する基本的な事項</p> <p>　イ 食品生産製造等提携事業</p> <p>　ロ 卸売市場機能高度化事業</p> <p>　ハ 食品販売業近代化事業</p> <p>二 食品商業集積施設整備事業</p> <p>　ホ 新技術研究開発事業</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、食品の流通部門の構 造改善の促進に関する重要事項</p> <p>四 一般消費者の利益の増進、農林漁業の振興その 他の食品の流通部門の構造改善に際し配慮すべき 重要事項</p> <p>3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推 移により必要が生じたときは、基本方針を変更する ものとする。</p> <p>4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変 更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、 かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かな ければならない。</p> <p>5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を 定め、又は第三項の規定によりこれを変更したとき は、その要旨を公表するものとする。</p> <p>(構造改善計画の認定)</p> <p>第四条 食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等 は、農林漁業者又は農業協同組合等と共同して、そ の行う事業（食品製造事業協同組合等又は農業協同</p>	して定めるものとする。	

法 律	政 令	省 令 等
<p>組合等にあっては、その構成員の行う事業を含む。)について食品生産製造等提携事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 卸売市場開設者等は、卸売市場機能高度化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>3 食品販売事業協同組合等は、その構成員の行う食品の販売の事業について食品販売業近代化事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>4 食品販売業者又は食品販売事業協同組合等の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものは、食品商業集積施設整備事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>5 食品製造業者等、食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等は、その行う事業（食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等にあっては、その構成員の行う事業を含む。）について新技術研究開発事業に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>6 前各項の計画（以下「構造改善計画」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 前各項に規定する事業（以下「構造改善事業」という。）の目標</p> <p>二 構造改善事業の内容及び実施時期</p> <p>三 構造改善事業を実施するのに必要な資金の額及</p>	<p>(食品商業集積施設整備事業に関する計画を作成する法人)</p> <p>第八条 法第四条第四項の政令で定める法人は、第六条に規定する法人とする。</p>	

法 律	政 令	省 令 等
<p>びその調達方法</p> <p>四 食品製造事業協同組合等又は農業協同組合等が新技術研究開発事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準</p> <p>7 農林水産大臣は、第一項から第五項までの認定の申請があった場合において、その構造改善計画が、基本方針に照らし適切なものであること、一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(計画の変更等)</p> <p>第五条 前条第一項から第五項までの認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る構造改善計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。</p> <p>2 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る構造改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って構造改善事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 前条第七項の規定は、第一項の認定について準用</p>	<p>(構造改善計画の認定の基準)</p> <p>第九条 法第四条第七項（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法第四条第六項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。 二 法第四条第六項第三号に掲げる事項が当該構造改善事業を確実に遂行するため適切なものであること。 三 法第四条第六項第四号に掲げる事項が適切なものであること。 四 当該構造改善事業の実施が一般消費者の利益の増進及び農林漁業の振興に寄与するものであること。 	

法 律	政 令	省 令 等
<p>する。</p> <p>(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け)</p> <p>第六条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であってそれぞれ当該各号に掲げるもの（他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。</p> <p>一 第四条第一項の認定に係る認定計画に従って食品生産製造等提携事業を実施する食品製造業者等、食品製造事業協同組合等、農林漁業者又は農業協同組合等 当該認定計画に従って食品生産製造等提携事業を実施するために必要な資金（食品製造業者等に対して貸し付けられるものにあっては中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次号において同じ。）に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限り、食品製造事業協同組合等に対して貸し付けられるものにあってはその償還期限が十年を超えるものに限り、農林漁業者又は農業協同組合等に対して貸し付けられるものにあっては資本市場からの調達が困難なものに限る。）</p>		<p>○食品流通構造改善促進法第六条第一項の規定に基づき、同項の資金を指定する件</p> <p>平成三年七月三一日 大蔵省 告示第五号 農林水産省</p> <p>改正 平成二十八年四月一日 財務省 告示第七号 農林水産省</p> <p>食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五九号)第六条第一項の規定に基づき、同項の資金を次のように指定し、平成三年八月一日から施行する。</p> <p>一 食品流通構造改善促進法(以下「法」という。)第六条第一項第一号に掲げる資金のうち次に掲げる事項を行うのに必要なもの</p> <p>1 食品の製造若しくは加工の事業を行う者、食品流通構造改善促進法施行令（平成三年政令第二百五十六号）第一条第一号、第二号若しくは第四号から第八号までに掲げる法人で食品の製造若しくは加工の事業を行う者を直接若しくは間接の構成員とするもの、農林漁業者又は農業協同組合等が行う次に掲げる事項</p> <p>(1) 農林水産物の生産に必要な施設の改良、造成又は取得</p>

法 律	政 令	省 令 等
二 第四条第二項の認定に係る認定計画に従って卸売市場機能高度化事業を実施する卸売市場開設者		<p>(2) 農林水産物の生産に必要な共同利用施設の改良、造成又は取得</p> <p>(3) 農地所有適格法人への出資</p> <p>(4) 農林漁業に関連する事業を行う法人の設立のための出資であって、食品の製造若しくは加工の事業を行う者又は食品流通構造改善促進法施行令第一条第一号、第二号若しくは第四号から第八号までに掲げる法人で食品の製造若しくは加工の事業を行う者を直接若しくは間接の構成員とするものと農林漁業者又は農業協同組合等とが共同して行うもの</p> <p>(5) 農林漁業者又は農業協同組合等が行う食品の製造又は加工に係る事業用資産の取得</p> <p>(6) (1) から (5) までに掲げる事項を行う場合に当該事項を効果的に実施するため必要かつ不可欠な施設の改良、造成又は取得</p> <p>2 食品販売業者、食品販売事業協同組合等、農林漁業者又は農業協同組合等が行う次に掲げる事項</p> <p>(1) 食品の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うのに必要な集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設又は情報処理施設の改良、造成又は取得</p> <p>(2) 品質の優れた食品の販売に係る業務に必要な処理加工施設、販売施設又は情報処理施設の改良、造成又は取得で (1) に掲げる事項と併せて行うもの</p> <p>二 法第六条第一項第二号に掲げる資金のうち次に掲げる事項を行うのに必要なもの</p>

法 律	政 令	省 令 等
<p>等であって地方公共団体以外のもの 当該認定計画に従って卸売市場機能高度化事業を実施するために必要な資金（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）</p> <p>2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号及び第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「、別表第二第二号に掲げる業務又は食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「食</p>	<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等）</p> <p>第十条 法第六条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め十五年、据置期間については三年とする。</p>	<p>1 品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設又は包装・こん包施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>2 情報処理施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>3 卸売業者が他の卸売業者から、又は仲卸業者が他の仲卸業者から営業を譲り受けることに伴う当該卸売業務又は仲卸業務に係る施設の取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得</p> <p>4 卸売市場の業者間（業者は、卸売業者及び仲卸業者に限る。）の資本提携による支配関係の構築のための出資</p>

法 律	政 令	省 令 等
<p>品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、食品流通構造改善促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び食品流通構造改善促進法第六条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「、別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」とする。</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第七条 削除</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、法の施行の日（平成三年八月一日）から施行する。</p> <p>附則（平成一一年七月二六日政令第二三三号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附則（平成一二年七月二七日政令第三九九号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年八月一日）から施行する。</p> <p>附則（平成一二年九月一三日政令第四二三号）</p> <p>この政令は、平成十三年一月六日から施行する。</p> <p>附 則（平成一九年三月二日政令第三九号）</p> <p>この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二〇年九月一九日政令第二九七号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。</p>	

法 律	政 令	省 令 等
<p>(資金の確保)</p> <p>第八条 国は、認定計画に従って構造改善事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第九条 国は、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第十条 農林水産大臣は、認定事業者に対し、構造改善事業の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>第三章 食品流通構造改善促進機構 (指定)</p> <p>第十一条 農林水産大臣は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</p>		<p>(食品流通構造改善促進機構の指定の申請)</p> <p>第一条 食品流通構造改善促進法（以下「法」という。）第十一一条第一項の規定により指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 名称及び住所並びに代表者の氏名 二 事務所の所在地 <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 定款 二 登記簿の謄本 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書面 五 法第十二条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画 六 法第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施できることを証する書面

法 律	政 令	省 令 等
<p>2 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。</p> <p>3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。</p>		<p>(名称等の変更の届出)</p> <p>第二条 法第十一条第三項の規定による届出をしようとする同条第一項に規定する食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）は、次の事項を記載した書面を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地</p> <p>二 変更しようとする日</p> <p>三 変更の理由</p>
<p>4 農林水産大臣は、前項の届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p> <p>（業務）</p> <p>第十二条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 認定計画に係る構造改善事業（以下この条において「認定構造改善事業」という。）に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。</p> <p>二 認定構造改善事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定構造改善事業に参加すること。</p> <p>三 認定構造改善事業を実施する者の委託を受けて、認定計画に従って施設の整備を行うこと。</p> <p>四 前二号に掲げる業務により整備する施設と一体として整備することが適当と認められる施設であって、一般消費者の利益の増進又は農林漁業の振興に資するものを整備すること。</p> <p>五 認定構造改善事業を実施する者に対し、必要</p>		

法 律	政 令	省 令 等
<p>な資金のあっせんを行うこと。</p> <p>六 地域の特色ある食品その他の特に普及を図る必要がある食品の流通及び消費の増進を図ること。</p> <p>七 食品製造業者等又は卸売市場の業務を行う者に対する研修を行うこと。</p> <p>八 食品の流通に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>九 食品の流通に関する調査研究を行うこと。</p> <p>十 食品の流通部門の構造改善を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずることその他の援助を行うこと。</p> <p>十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第十三条 機構は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。</p> <p>2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。</p> <p>(業務規程の認可)</p>		<p>(機構の業務の一部委託の認可の申請)</p> <p>第三条 機構は、法第十三条第一項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託認可申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 委託を必要とする理由 二 委託しようとする法人の名称及び住所並びに 2 前項の委託認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 委託しようとする法人の定款 二 委託しようとする法人の登記簿の謄本

法 律	政 令	省 令 等
<p>第十四条 機構は、第十二条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。</p> <p>（事業計画等）</p> <p>第十五条 機構は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>		<p>（業務規程の記載事項）</p> <p>第四条 法第十四条第三項の業務規程に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 被保証人の資格 二 保証の範囲 三 保証の金額の合計額の最高限度 四 一被保証人についての保証の金額の最高限度 五 保証に係る資金の種類及びその融資期間の最高限度 六 保証契約の締結及び変更に関する事項 七 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項 八 保証債務の弁済に関する事項 九 求償権の行使方法及び消却に関する事項 十 業務の委託に関する事項 <p>（事業計画等の認可の申請）</p> <p>第五条 機構は、法第十五条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなけ</p>

法 律	政 令	省 令 等
2 機構は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。		<p>ればならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業計画書 二 収支予算書 三 前事業年度の予定貸借対照表 四 当該事業年度の予定貸借対照表 五 前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類 <p>2 前項第一号の事業計画書には、法第十二条各号に掲げる業務の実施に関する計画その他必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>3 第一項第二号の収支予算書は、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。</p> <p>(事業計画等の変更の認可の申請)</p> <p>第六条 機構は、法第十五条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第一項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。</p> <p>(事業報告書等の承認の申請)</p> <p>第七条 機構は、法第十五条第二項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を提出して申請しなければならない。</p>

法 律	政 令	省 令 等
<p>(区分経理)</p> <p>第十六条 機構は、債務保証業務を行う場合には、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p>		<p>(経理原則)</p> <p>第八条 機構は、法第十二条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。</p> <p>(区分経理の方法)</p> <p>第九条 機構は、債務保証業務に係る経理について特別の勘定(以下「債務保証業務特別勘定」という。)を設け、債務保証業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。</p> <p>2 債務保証業務特別勘定においては、債務保証業務に関する資産、負債、資本、費用及び収益に関する経理を整理しなければならない。</p> <p>(会計規程)</p> <p>第十条 機構は、その財務及び会計に関し、法及びこの省令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。</p> <p>2 機構は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 機構は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく農林水産大臣に提出しなければならない。</p>
<p>(農林水産省令への委任)</p> <p>第十七条 前二条に定めるもののほか、機構が債務保証業務を行う場合における機構の財務及び会計に関</p>		

法 律	政 令	省 令 等
<p>し必要な事項は、農林水産省令で定める。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第十八条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、機構に対し、当該業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第十九条 農林水産大臣は、第十二条各号に掲げる業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、機構に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第二十条 農林水産大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。</p> <p>一 第十二条各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 指定に關し不正の行為があつたとき。</p> <p>三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p>		

法 律	政 令	省 令 等
<p>四 第十四条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。</p> <p>(協議)</p> <p>第二十一条 農林水産大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>一 第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の認可をしようとするとき。</p> <p>二 第十五条第二項の承認をしようとするとき。</p> <p>三 第十七条の農林水産省令を定めようとするとき。</p> <p>第四章 雜則</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第二十二条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。</p>		
<p>第五章 罰則</p> <p>第二十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十八条第一項の規定による報告をせず、若し</p>		<p>(権限の委任)</p> <p>第十一条 法第四条第一項から第五項まで、第五条第一項及び第二項並びに第十条の規定による農林水産大臣の権限のうち、法第四条第六項の構造改善計画で同項第一号の構造改善事業が一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて行われるものに係るものは、当該地方農政局長に委任する。ただし、法第十条の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>附 則</p> <p>この省令は、法の施行の日（平成三年八月一日）から施行する。</p>

法 律	政 令	省 令 等
<p>くは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>二 第十九条の規定による命令に違反した者</p> <p>第二十四条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成一年七月一六日法律第一〇二号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>		<p>附 則(平成一二年九月一日農林水産省令第八二号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成一七年三月七日農林水産省令第一八号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。</p> <p>附 則(平成二〇年一一月二八日農林水産省令第七三号)</p> <p>第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。</p>

法 律	政 令	省 令 等
<p>二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日</p> <p>(職員の身分引継ぎ)</p> <p>第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。</p> <p>(別に定める経過措置)</p> <p>第三十条 第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。</p> <p>附 則(平成一一年七月二六日法律第一〇九号) 抄</p>		

法 律	政 令	省 令 等
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(罰則についての経過措置)</p> <p>第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(検討)</p> <p>第七条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、卸売市場を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、卸売市場の健全な発展及び活性化を図る観点から、卸売市場に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 (平成一一年七月三〇日法律第一一五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。</p>		

法 律	政 令	省 令 等
附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄 (施行期日) 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。		
附 則（平成一二年五月一七日法律第六六号）抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		
附 則（平成一三年四月一一日法律第二八号）抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		
附 則（平成一四年三月三一日法律第一五号）抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。		
附 則（平成一四年七月三日法律第七九号）抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。		

法 律	政 令	省 令 等
附 則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。		
附 則 (平成一八年四月二六日法律第三一号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年五月二十九日から施行する。		
附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄 (施行期日) この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。		
附 則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。 (罰則に関する経過措置) 第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。		
(政令への委任) 第九条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令		

法 律	政 令	省 令 等
で定める。 (調整規定) 第十条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七四号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八五号）又は地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六四号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。		
附 則（平成二三年五月二日法律第三九号） (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規程は、平成二十四年四月一日から施行する。		
(罰則の適用に関する経過措置) 第五十一条 附則第一条ただし書きに規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。		
(会社の業務の在り方の検討) 第五十二条 政府は、会社の設立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、会社が一般の金融機関が行う金融を保管するものであることを旨とする観点か		

法 律	政 令	省 令 等
<p>ら、会社の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二五年一一月二七日法律第八四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二百二条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(处分等の効力)</p> <p>第二百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によったものとみなす。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第二百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則</p>		

法 律	政 令	省 令 等
<p>の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p>附 則 （平成二五年一二月一三日法律第一〇三号） 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>		